



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） ..... 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） ..... 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） ..... 2
- 優良図書等の推奨（青少年・子ども家庭課） ..... 2
- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課） ..... 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） ..... 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 3
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） ..... 3
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課） ..... 3
- 漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定（水産課） ..... 4
- 特定漁港漁場整備事業計画の縦覧（漁港漁場課） ..... 5
- 県営都市公園の利用料金の承認・3件（都市計画・モノレール課） ..... 5

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） ..... 14
- 大規模小売店舗の変更の届出（国際物流商業課） ..... 14

### 訓 令

- 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令（教育庁生涯学習振興課） ..... 15

### 正 誤

- 平成27年 3月31日付け公報号外第4号中訂正 ..... 15

## 告 示

### 沖縄県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成27年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 友利健太
  - (2) 住所 那覇市おもろまち3丁目6番24号幸マンション601
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払をするものとする。

**沖縄県告示第309号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
りんご調剤薬局糸満店	糸満市字大度515番地 1	平成27年 3月 2日
アソシアソーシャルサポート	北谷町北前一丁目10番 8号	平成27年 4月 1日
にこにこ歯科医院	北中城村字熱田2047番地	平成27年 4月 1日
ゆい経塚薬局	浦添市字経塚637番地	平成27年 4月 1日
なかだ内科クリニック	与那原町字東浜93番地 3	平成27年 4月 1日
コーラルクリニック	石垣市浜崎町三丁目 3番 9号	平成27年 4月 6日

**沖縄県告示第310号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
りんご調剤薬局糸満店	糸満市字大度515番地 1	平成27年 3月 2日
さくら薬局	読谷村字波平2460番地 5	平成27年 3月21日
石川クリニック	うるま市石川白浜二丁目10番16号	平成27年 3月31日
登川歯科医院	沖縄市美里二丁目 9番 8号	平成27年 3月31日
いちょう内科あ・し・と・み	八重瀬町字宜次706番地 4	平成27年 3月31日
ライム薬局宜野湾店	宜野湾市野嵩二丁目 2番 6号	平成27年 4月 1日
楠見耳鼻咽喉科	浦添市前田一丁目 1番 3号	平成27年 4月30日

**沖縄県告示第311号**

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第 6条第 1項の規定により、優良図書等を次のとおり推奨した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	発行所名	推奨対象者
図書	おおづなひきでちむどんどん	有限会社ジグゼコミュニケーションズ	小学生

2 推奨年月日 平成27年 5月 8日

3 推奨した理由 図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

**沖縄県告示第312号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1項の規定により、農用地利用

配分計画を認可した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
石川修司	うるま市石川	うるま市石川山城松原1532番1
農業生産法人合同会社南國農研	八重瀬町字具志頭	八重瀬町字具志頭川平良原1080番1ほか1筆

2 認可年月日 平成27年 5月 1日

沖縄県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区

2 認可年月日 平成27年 5月 1日

沖縄県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前里清秀	宮古島市城辺字比嘉28番地

任期 平成27年 3月27日から平成28年 5月20日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋定彦	宮古島市平良字東仲宗根209番地5

沖縄県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 土地改良区の名称 糸満市喜屋武第2土地改良区

2 解散認可年月日 平成27年 5月 7日

沖縄県告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良・上野・城辺地内（ウヅラ嶺地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年 1月20日から同年 3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（ウヅラ嶺地区ほ場整備計画図作成）

**沖縄県告示第317号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（狭間地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年 1月20日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（狭間地区ほ場整備計画図作成）

**沖縄県告示第318号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に基づく単位漁場区域を次のように定める。

平成25年沖縄県告示第558号（漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定）は廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年 4月 1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年 4月 1日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	単位漁場区域
伊平屋第1加入区	特定区画漁業権特区第10号の漁場の区域
伊平屋第2加入区	特定区画漁業権特区第7号の漁場の区域
羽地第1加入区	特定区画漁業権特区第43号の漁場の区域
羽地第2加入区	特定区画漁業権特区第44号の漁場の区域
羽地第3加入区	特定区画漁業権特区第45号の漁場の区域
羽地第4加入区	特定区画漁業権特区第46号の漁場の区域
今帰仁加入区	特定区画漁業権特区第49号の漁場の区域
本部第1加入区	特定区画漁業権特区第63号の漁場の区域
本部第2加入区	特定区画漁業権特区第62号の漁場の区域
伊江加入区	特定区画漁業権特区第79号の漁場の区域
与那城第1加入区	特定区画漁業権特区第116号の漁場の区域
与那城第2加入区	特定区画漁業権特区第122号の漁場の区域



北谷第1加入区	特定区画漁業権特区第169号の漁場の区域
北谷第2加入区	特定区画漁業権特区第170号の漁場の区域
浦添宜野湾第1加入区	特定区画漁業権特区第171号の漁場の区域
浦添宜野湾第2加入区	特定区画漁業権特区第172号の漁場の区域
糸満加入区	特定区画漁業権特区第186号の漁場の区域
渡嘉敷加入区	特定区画漁業権特区第200号の漁場の区域
座間味第1加入区	特定区画漁業権特区第215号の漁場の区域
座間味第2加入区	特定区画漁業権特区第217号の漁場の区域
八重山加入区	特定区画漁業権特区第275号の漁場の区域

2 かき養殖業

加入区の名称	単位漁場区域
羽地加入区	特定区画漁業権特区第39号の漁場の区域

3 1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業

加入区の名称	単位漁場区域
座間味加入区	区画漁業権特区第5号の漁場の区域
八重山第1加入区	区画漁業権特区第12号の漁場の区域
八重山第2加入区	区画漁業権特区第13号の漁場の区域
八重山第3加入区	区画漁業権特区第14号の漁場の区域
八重山第4加入区	区画漁業権特区第15号の漁場の区域

沖縄県告示第319号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により渡名喜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画書の案
- 縦覧の期間 平成27年5月19日から同年6月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県南部農林土木事務所及び渡名喜村役場
- 意見書の提出方法及び期限 特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第320号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成27年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 施設の名称 沖縄県総合運動公園

2 指定管理者 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106号 トラステック・ミズノ共同企業体

3 利用料金の適用年月日 平成27年 4月 1日

4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 陸上競技場

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
競技場	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	10,480円	10,480円	20,960円	3,140円	
			児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額						
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,960円	20,960円	41,920円	6,290円		
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額							
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円				トレーニング室の利用を含む。		
児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円								
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円			
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円			
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円						
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
記者室				1時間につき 2,130円					

運営本部室	1時間につき 2,070円				
会議室	800円	800円	1,600円	230円	
中継スタッフ控室	1時間につき 1,400円				
特別室	1時間につき 1,340円				
放送室	2時間につき 610円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。
カメラマン室	1時間につき 1,320円				
ドーピングコントロール室	1時間につき 640円				
審判室	1時間につき 560円				
記録室	1時間につき 220円				
照明設備	全点灯	1時間につき 25,070円			専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき 12,530円			
	4分の1点灯	1時間につき 6,260円			
	8分の1点灯	1時間につき 3,130円			
大型映像装置	1時間につき 10,920円				備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。
シャワー	1人1回につき 100円				

(3) 補助競技場

区分		利用料金の額				
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
		児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
	その他の催物に利用する場合		6,700円	6,700円	13,400円	2,010円
共用利用		一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
		児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

(4) 蹴球場

区分				利用料金の額（一面につき）				備考
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための	入場料を徴収しない場合	一般・学生	2,400円	2,400円	4,800円	690円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当
			児童・	1,200円	1,200円	2,400円	340円	

催物に利用する場合	生徒					該利用料金の額の2分の1の額とする。
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額				
	入場料を徴収しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円	
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				
	全点灯	1時間につき 1,910円				
照明設備	2分の1点灯	1時間につき 950円				

(5) 庭球場

区分		利用料金の額（一面につき）		
		9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）	
センターコート	入場料を徴収しない場合	一般・学生	470円	550円
		児童・生徒	230円	270円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額		
サブコート	一般・学生	400円	470円	
	児童・生徒	190円	230円	
照明設備		1時間につき 210円		
シャワー		1人1回につき 30円		

(6) 体育館

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,210円	6,210円	12,420円	1,850円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
			児童・生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円		
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額							
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,420円	12,420円	24,840円	3,700円			
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額							



	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。	
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,620円	1,620円	3,240円	470円
				児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額					
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,250円	3,250円	6,500円	940円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額					
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円					
	児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円		
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円		
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円					
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
放送室			2時間につき 610円			備付けの放送設備の全ての利用を含む。		
照明設備	メインアリーナ		1時間につき 3,700円			専用利用の場合のみ徴収する。		
	サブアリーナ		1時間につき 290円					
シャワー			1人1回につき 100円					

(7) 水泳プール

区分				利用料金の額				備考
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
専用利用	入場料を徴収しない場合	50メートルプール	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	利用するコースが全コースでない場合の利用料金の額は、左記の利用料金の額から1コース当たりの利用料
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	

			児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円	金の額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。	
		温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円		
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額					
共用利用	50メートルプール		一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
	25メートルプール		冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
				児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
			温水	一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円				
				児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
	レクリエーションプール		一般・学生	1人1回につき 860円 回数券11回分 8,600円					
			児童・生徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円					
			幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円					

(8) 屋内運動場

区分			利用料金の額	
グラウンド	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	全面利用	一般・学生	1時間につき 3,080円
			児童・生徒	1時間につき 1,540円
		2分の1面利用	一般・学生	1時間につき 1,540円
			児童・生徒	1時間につき 770円
		4分の1面利用	一般・学生	1時間につき 770円
			児童・生徒	1時間につき 390円
その他の催物に専用利用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 26,080円	
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の利用料金の額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	

照明設備	全点灯	1時間につき 2,220円
	2分の1点灯	1時間につき 1,100円
	4分の1点灯	1時間につき 550円
シャワー		1人1回につき 100円

## (9) オートキャンプ場

区分	利用料金の額
泊り	1区画につき 2,710円
日帰り	1区画につき 1,350円
シャワー室	1回につき 100円

## (10) 備品等の利用料金

種類		利用料金の額
陸上競技場	棒高跳用一式	100円
	走高跳用一式	100円
	決勝審判台	100円
	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円
	上記以外のもの一点につき	40円
体育館	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
	卓球台一式	100円
	フェンシング一式	300円
	特設ステージ	1,050円
	体操用具（一種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（一種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）一本につき	100円
	上記以外のもの一点につき	40円

## (注)

- 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをい

う。

3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。

4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

5 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。

6 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

7 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

8 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

1 3歳未満の者

2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

(1) 空調利用料金

種別		単位	利用料金の額
陸上競技場	記者室	1時間までごとに	320円
	運営本部室	1時間までごとに	250円
	会議室	1時間までごとに	250円
	中継スタッフ控室	1時間までごとに	170円
	特別室	1時間までごとに	190円
	放送室	1時間までごとに	220円
	カメラマン室	1時間までごとに	190円
	ドーピングコントロール室	1時間までごとに	130円
	審判室	1時間までごとに	110円
	記録室	1時間までごとに	90円
	大型映像装置（映像操作室）	1時間までごとに	90円

沖縄県告示第321号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり中城公園の利用料金を承認した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施設の名称 中城公園

2 指定管理者 西原町字小波津357番地1 沖縄県緑化種苗協同組合

3 利用料金の適用年月日 平成27年 4月 1日

4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円



興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

## (2) 管理事務所会議室

区分	利用料金の額
専用利用の場合	1時間につき 330円

(注) 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。

## (3) 空調利用料金

種類	単位	利用料金の額
管理事務所会議室 専用利用の場合	1時間までごとに	200円

## 沖縄県告示第322号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり浦添大公園の利用料金を承認した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番地1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年 4月 1日
- 4 利用料金の額

## (1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

## (2) 南エントランス管理事務所多目的室

区分	利用料金の額
専用利用の場合	1時間につき 370円

(注) 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。

(3) 空調利用料金

	種類	単位	利用料金の額
南エントランス管理事務所多目的室	専用利用の場合	1時間までごとに	250円

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 54,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年5月19日から同年9月19日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

平成27年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 届出年月日 平成27年4月17日
- 4 変更した事項
  - (1) 当該大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 岡崎双一  
変更後 代表取締役 吉田昭夫
  - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)

- 5 変更の年月日 平成27年 4月20日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

**訓 令**

沖縄県訓令第44号  
 沖縄県教育委員会訓令第10号  
 沖縄県警察本部訓令第10号

庁 内 一 般  
 教 育 庁  
 警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成27年 5月19日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志  
 沖縄県教育委員会委員長 泉 川 良 範  
 沖縄県警察本部長 加 藤 達 也

**沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成 4 年沖縄県訓令第 5 号・沖縄県教育委員会訓令第 1 号・沖縄県警察本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

- 別表第 2 中「子ども生活福祉部県民生活課長」を「子ども生活福祉部消費・くらし安全課長」に改める。
- 別表第 3 中「子ども生活福祉部県民生活課消費生活班班長」を「子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班班長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年 5月19日から施行する。

**正 誤**

平成27年 3月31日付け公報号外第 4 号登載の「沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第39号・沖縄県教育委員会教育長訓令第 5 号・沖縄県警察本部訓令第 6 号）」中次のとおり誤り。

ページ	30
行	上から15
誤	教育庁生涯学習振興課主任社会教育主事
正	教育庁生涯学習振興課主任社会教育主事 附 則 この訓令は、平成27年 4月 1 日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	--